

令和元年旭市議会第2回定例会会議録

議 事 日 程 （第1号）

令和元年6月5日（水曜日）午前10時開会

- 第 1 開 会
 - 第 2 人事の紹介
 - 第 3 議長報告事項
 - 第 4 会議録署名議員の指名
 - 第 5 会期の決定
 - 第 6 議案上程
 - 第 7 提案理由の説明並びに政務報告
 - 第 8 議案の補足説明及び報告の説明
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 開 会
 - 日程第 2 人事の紹介
 - 日程第 3 議長報告事項
 - 日程第 4 会議録署名議員の指名
 - 日程第 5 会期の決定
 - 日程第 6 議案上程
 - 日程第 7 提案理由の説明並びに政務報告
 - 日程第 8 議案の補足説明及び報告の説明
-

出席議員（16名）

1 番	片 桐 文 夫	2 番	平 山 清 海
3 番	遠 藤 保 明	4 番	林 晴 道
6 番	米 本 弥一郎	8 番	宮 内 保
9 番	高 木 寛	10 番	飯 嶋 正 利
11 番	宮 澤 芳 雄	12 番	伊 藤 保

13番 島田和雄

16番 向後悦世

19番 佐久間茂樹

15番 伊藤房代

18番 木内欽市

20番 高橋利彦

欠席議員（1名）

17番 景山岩三郎

説明のため出席した者

市長	明智忠直	副市長	加瀬正彦
教育長	諸持耕太郎	秘書広報課長	山崎剛成
行政改革推進課長	井上保巳	総務課長	伊藤憲治
企画政策課長	小倉直志	財政課長	伊藤義隆
税務課長	石毛春夫	市民生活課長	遠藤泰子
環境課長	木内正樹	保険年金課長	在田浩治
健康管理課長	遠藤茂樹	社会福祉課長	仲條義治
子育て支援課長	石橋方一	高齢者福祉課長	浪川恭房
商工観光課長	小林敦巳	農水産課長	宮内敏之
建設課長	加瀬博久	都市整備課長	加瀬宏之
下水道課長	丸山浩	会計管理者	多田英子
消防長	川口和昭	水道課長	宮負亨
庶務課長	栗田茂	学校教育課長	加瀬政吉
生涯学習課長	八木幹夫	体育振興課長	花澤義広
監査委員 事務局長	伊藤義一	農業委員会 事務局長	赤谷浩巳

事務局職員出席者

事務局長 高安一範

事務局次長 池田勝紀

開会 午前10時 0分

○議長（向後悦世） おはようございます。

ここで、会議を開会する前に、あらかじめご了解をお願いいたします。

市の広報及び報道関係者の取材のため、この後、本議場内の写真撮影を行いますので、ご了解いただきたいと思います。

◎日程第1 開 会

○議長（向後悦世） ただいまの出席議員は15名、議会は成立しました。

これより令和元年旭市議会第2回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第2 人事の紹介

○議長（向後悦世） 日程第2、人事の紹介。

4月1日付の異動による人事の紹介をいたします。

伊藤憲治総務課長。

小倉直志企画政策課長。

伊藤義隆財政課長。

山崎剛成秘書広報課長。

井上保巳行政改革推進課長。

仲條義治社会福祉課長。

在田浩治保険年金課長。

石橋方一子育て支援課長。

遠藤茂樹健康管理課長。

遠藤泰子市民生活課長。

加瀬博久建設課長。

木内正樹環境課長。

加瀬政吉学校教育課長。

八木幹夫生涯学習課長。

加瀬宏之都市整備課長。

丸山浩下水道課長。

宮負亨水道課長。

多田英子会計管理者。

なお、その他の異動並びに昇格につきましては、過日お配りいたしました人事異動の文書により、ご了承お願いいたします。

◎日程第 3 議長報告事項

○議長（向後悦世） 日程第 3、議長報告事項。

議長報告事項を申し上げます。

お配りいたしました印刷物により、ご了承いただきたいと思います。

◎日程第 4 会議録署名議員の指名

○議長（向後悦世） 日程第 4、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員の指名を行います。

13番、島田和雄議員、15番、伊藤房代議員、以上の 2 名を指名いたします。

◎日程第 5 会期の決定

○議長（向後悦世） 日程第 5、会期の決定。

会期の決定を議題とします。

おはかりいたします。本定例会の会期は、本日から6月24日までの20日間といたしたいと
思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(向後悦世) ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から6月24日までの20日間と決定しました。

なお、お配りいたしました日程表により会議の運営を図りたいと思いますので、ご協力を
お願いいたします。

○議長(向後悦世) 市長より送付を受けております議案は、議案第1号から議案第8号まで
の8議案と報告第1号から報告第6号までの報告6件であります。

配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(向後悦世) 配付漏れないものと認めます。

議案等説明のため、市長、副市長、教育長ほか、関係課長の出席を求めました。

◎日程第6 議案上程

○議長(向後悦世) 日程第6、議案上程。

議案第1号から議案第8号までの8議案と報告第1号から報告第6号までの報告6件を一
括上程いたします。

議案第 1号 令和元年度旭市一般会計補正予算の議決について

議案第 2号 旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制
定について

議案第 3号 旭市税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 4号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町
村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

議案第 5号 財産の取得について(資機材搬送車1台)

- 議案第 6 号 専決処分の承認について（旭市税条例等の一部を改正する条例）
- 議案第 7 号 専決処分の承認について（旭市都市計画税条例の一部を改正する条例）
- 議案第 8 号 専決処分の承認について（旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 報告第 1 号 平成 30 年度旭市一般会計継続費繰越計算書について
- 報告第 2 号 平成 30 年度旭市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 報告第 3 号 平成 30 年度旭市一般会計事故繰越し繰越計算書について
- 報告第 4 号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）
- 報告第 5 号 専決処分の報告について（金銭債権に係る訴えの提起及び和解）
- 報告第 6 号 専決処分の報告について（住宅の明渡しに係る訴えの提起）

◎日程第 7 提案理由の説明並びに政務報告

○議長（向後悦世） 日程第 7、提案理由の説明並びに政務報告。

提案理由の説明並びに政務報告を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） おはようございます。

本日、ここに令和元年旭市議会第 2 回定例会を招集し、令和元年度旭市一般会計補正予算のほか、当面する諸案件についてご審議を願うことといたしました。

はじめに、本議会に提案いたしました各議案の提案理由を申し上げます。

議案第 1 号は、令和元年度旭市一般会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 2,200 万円を追加し、予算の総額を 302 億 200 万円とするものであります。

議案第 2 号は、旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正に伴い、本条例に規定する選挙執行に係る者の報酬額を改めるため、所要の改正を行うものであります。

議案第 3 号は、旭市税条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、本年 10 月から導入される軽自動車税環境性能割について、非課税の範囲を県の自動車税環境性能割と

同様とするなど、所要の改正を行うものであります。

議案第4号は、千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉縣市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてでありまして、同組合を組織する団体の数の減少に伴う規約の改正について、関係地方公共団体と協議するため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第5号は、財産の取得についてでありまして、消防本部に配備する資機材搬送車を購入することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第6号から議案第8号までの3議案は、専決処分の承認についてでありまして、旭市税条例等の一部を改正する条例の制定、旭市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定及び旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、いずれも地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い専決処分を行ったため、その承認を求めるものであります。

報告第1号は、平成30年度旭市一般会計継続費繰越計算書について、報告第2号は、平成30年度旭市一般会計繰越明許費繰越計算書について、報告第3号は、平成30年度旭市一般会計事故繰越し繰越計算書について、報告第4号から報告第6号までは、議会からの委任による専決処分について、それぞれ報告するものであります。

次に、平成30年度の一般会計並びに各特別会計の執行について、概要を申し上げます。

平成30年度の一般会計並びに各特別会計は、現在、事務当局において決算作業を進めているところであります。

財政運営にあたっては、税収等の一般財源の確保、交付金や起債等の活用を図るとともに、経費の節減合理化に努めてまいりました。

その結果、平成30年度の一般会計は、概算で歳入総額307億3,200万円、歳出総額290億1,600万円、翌年度に繰り越しとなる財源を差し引いた実質収支額は10億7,000万円の黒字と見込まれるものであります。

また、特別会計についても、概ね順調な決算となる見込みであります。

次に、この機会に市政の近況についてご報告いたします。

はじめに、農業について申し上げます。

本年3月に農林水産省が公表した、平成29年の旭市の農業産出額は、約582億円で、昨年と比べ約15億円の増となりました。さらに順位も一つ上げて全国第5位となり、全国トップクラスの産出額を誇っているところであります。

水田農業については、飼料用米等の戦略作物の取り組みを推進しており、5月には、飼料

用米のさらなる取り組み拡大について、県より要請を受けたところであります。

今後も、米価安定のため需要に応じた米生産を推進し、稲作経営の安定化を図ってまいります。

園芸については、県の補助事業である「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業を活用し、施設園芸の一大産地として、さらなる発展のため、生産施設・管理機械等の整備を支援してまいります。

畜産については、本年1月に発生した豚の家畜伝染病の「豚流行性下痢」による被害を最小限に抑えるため、関係機関と連携しながら、防疫対策を実施しているところであります。今後も、各畜産農家へ衛生管理の徹底を働きかけるとともに、防疫活動を支援してまいります。

次に、商業の振興について申し上げます。

プレミアム付共通商品券発行事業については、本年も旭市商業振興連合会を通じて、7月と12月の2回で、合わせて1万7,000セット、総額1億8,700万円分の販売を予定しております。

創業支援事業については、創業セミナーを今月と11月に開催いたします。このセミナーは、市の創業支援事業計画に基づき、連携事業者である旭市商工会の主催により実施するもので、市内で開業を目指す新規創業者の促進と、地域経済の振興を図るため、支援をしてまいります。

次に、労政について申し上げます。

合同企業説明会については、旭市雇用対策協議会主催、本市後援により、4月23日に開催されました。この事業は、来春卒業予定の市内及び近隣高校生等に地元企業をPRし、人材確保につなげようとするもので、市内企業16社が参加し、388名の高校生や大学生等が熱心に説明を受けたところであります。

また、企業と求職者のマッチングの場を提供する「合同就職面接会&会社説明会」を7月18日に開催する予定であります。

次に、観光事業について申し上げます。

「袋公園桜まつり」については、4月1日から12日まで開催し、4月6日には、本市の観光大使であります桂竹千代さんの落語をはじめ、演芸大会やわくわく市場などの催しに、1万6,000人余りが訪れ、賑わいを見せたところであります。

これから、夏の観光シーズンを迎えます。「旭市いいおかYOU・遊フェスティバル」については、7月27日、28日、「旭市七夕市民まつり」については、8月6日、7日に開催を

予定しております。

海水浴場については、7月13日から8月25日までの44日間、矢指ヶ浦海水浴場と飯岡海水浴場を開設する予定であり、市営海浜プールについては、7月20日から9月1日までの44日間の開設を予定しております。現在、開設に向けて関係機関のご協力をいただきながら、来遊者が安全で楽しく過ごしていただけるよう、準備を進めているところであります。

このほか、「あさひ砂の彫刻美術展」については、飯岡海岸を会場に7月1日から28日までの28日間の開催を予定しており、7月20日には、「サマーフェスタin矢指ヶ浦」、8月11日には「復興イベント」を矢指ヶ浦海水浴場において開催する予定であります。

それぞれのイベントにおいて、実行委員会を中心に検討が重ねられているところであり、多くの市民や観光客の皆様に来場していただけるよう、市としてもPRに努めてまいります。

次に、道の駅「季楽里あさひ」について申し上げます。

道の駅季楽里あさひについては、大変好評をいただいております、平成30年度の来場者数は115万7,000人、道の駅全体の売上げは7億5,000万円となりました。

また、「株式会社季楽里あさひ」の第4期となる平成30年度の決算については、今月の株主総会での承認を経て、正式に決定する予定であります、約1,700万円の純利益を見込んでおります。

今後も、旭市の農畜水産物の情報発信施設として、より一層のPRに努めてまいります。

次に、子育て世帯等を対象とするプレミアム付商品券事業について申し上げます。

本年10月から予定されている消費税率の引き上げに伴い、所得の低い方や子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起し、地域経済の活性化を図るため、額面2万5,000円の商品券を2万円で購入できるプレミアム付商品券事業の実施を予定しております。

なお、本事業の実施に必要な経費について、補正予算を本定例会に提案するものであります。

次に、子育て支援について申し上げます。

平成30年度に保育指針が改訂され、3歳以上児の保育内容について、「幼稚園教育要領」や「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」との一層の整合性を図ることとされていることから、公設公営保育所において、「英語教育事業」を開始いたしました。脳の発育が最も盛んな幼児期に、英語講師による遊びや音楽などを通じて英語に触れることにより、入所児童の興味や関心を高めることができると考えております。

次に、学校教育について申し上げます。

課外活動支援については、学校の教育計画に基づき、顧問等として、より主体的な指導ができる部活動支援員を今年度から新たに6名任用し、教職員の指導時間の軽減を図りながら、課外活動支援員4名とともに、部活動のさらなる質的向上に取り組んでおります。

次に、教育環境について申し上げます。

小中学校の適正規模に基づく適正配置については、今後、少子化の進展が想定される中で、必要不可欠な取り組みであり、将来を見据え計画的に進めていかなければならないものであります。

このため、本年度に「旭市学校再編計画策定委員会」を設置し、「旭市学校のあり方検討委員会」からの提言と将来人口推計を踏まえた、市内小中学校の再編計画を策定してまいります。

次に、義務教育施設の整備について申し上げます。

小学校の屋内運動場防災機能強化工事については、干潟小学校と滝郷小学校の契約を5月末に締結し、共和小学校、矢指小学校については、現在、発注に向けた準備を進めております。

第一中学校、第二中学校及び海上中学校の武道場防災機能強化工事に伴う実施設計業務については、5月末に契約を締結し、業務に着手いたしました。

また、小中学校への空調設備の設置については、5月末で設計業務が完了いたしましたので、現在、発注に向けた準備を進めているところであります。

次に、子ども議会について申し上げます。

子ども議会については、市内小中学校の児童生徒を対象に、7月25日に開催いたします。議員として実際に議会を体験することで、市政に関心を持っていただくとともに、次代を担う子どもたちの意見を市政に反映していければと、考えております。

次に、文化振興について申し上げます。

旭市民音楽祭については、8月4日に東総文化会館での開催を予定しており、17団体249名の参加申し込みをいただいております。

次に、スポーツ振興について申し上げます。

「第63回千葉県東部五市体育大会」については、5月19日に成田市で開催され、各市の予選を勝ち抜いた選手によるレベルの高い対戦が繰り広げられ、五市のスポーツ交流による相互の発展に大きく貢献する大会となりました。

次に、東京2020オリンピックについて申し上げます。

東京2020オリンピック聖火リレーのルートが今月1日に発表され、千葉県内は来年の7月2日から4日の3日間で、21市町を回るコースとなりました。

旭市は7月3日に、いいおかみなと公園からいいおかユートピアセンターまでがコースに選定されました。

詳細については、今後、県と組織委員会との協議により決定されますが、市としましても聖火リレーを盛り上げるイベントの開催を考えてまいります。

次に、体育施設について申し上げます。

総合体育館屋根・外壁改修工事については、3月19日に契約を締結し、来年の2月28日の工期内の完成に向け、工事を進めてまいります。

また、サッカー場整備事業については、本年度中に基本設計を作成するための契約準備を進めているところであります。

次に、定住促進について申し上げます。

定住促進奨励金の交付については、平成30年度において、42件、2,610万円を支給し、これによる実転入者は110人でありました。

本年度も若者や子育て世代の移住・定住をより促進させるため、最大で150万円を交付できるよう、要件の見直しをいたしました。今後もホームページ等を活用して、本事業をより広くPRし、市内への移住・定住の促進に努めてまいります。

次に、交流事業について申し上げます。

幽学の里で米づくり交流事業については、5月5日、6日に、大原幽学先生ゆかりの水田で田植えイベントを開催し、東京都や県内東葛地域などから、両日合わせて408名の家族連れの参加者がありました。地元農産物をPRするための豚汁の無料配布や農産物の直売のほか、大原幽学先生を紹介する紙芝居などを行い、都市住民との交流を図ることができました。

旭市・茅野市児童交流事業については、7月31日から8月2日までの3日間、長野県茅野市の児童30名を本市で受け入れる予定であります。

また、沖縄交流事業については、6月27日から29日までの3日間、市内3小学校から児童20名が沖縄県中城村を訪問し、中城村からは、11月7日から3日間、18名の児童が本市を訪れる予定となっております。これらの事業を通じて、姉妹都市として児童相互の友好関係を深めるとともに、児童がより広い視野を持てることを期待しております。

次に、ふるさと応援寄附推進事業について申し上げます。

昨年度の寄付納付額は、4,847万5,348円でありました。

返礼品については、旭市の農畜水産物や加工品などを中心に127種を取りそろえており、今後も魅力的な返礼品を増やし、ふるさと旭のPRとともに事業を推進してまいります。

次に、市道の整備について申し上げます。

旭中央病院アクセス道の整備については、工事予定箇所の総堀線南側から消防本部東側までの区間について、工事の発注を予定しております。

飯岡海上連絡道三川蛇園線の整備については、鉄道横断工事委託におけるJR東日本千葉支社との基本協定の締結に向けて、準備を進めているところであります。

南堀之内バイパスの整備については、用地取得が整った区間の道路縦断計画の見直しをするため、道路詳細設計修正業務の委託準備を進めているところであります。

津波避難道路については、飯岡地域の横根三川線、旭地域の椎名内西足洗線の未取得の用地について、引き続き地権者のご理解とご協力をお願いしているところであります。

次に、排水整備について申し上げます。

蛇園南地区流末排水整備事業については、本年度末の幹線排水路の事業完了に向け、残り区間の工事を発注いたします。また、計画地域の面整備工事のための詳細設計業務の委託準備を進めているところであります。

次に、良質な環境の保全について申し上げます。

地域環境の保全及び美化を推進するため、きれいな旭をつくる会を中心に、市民の皆様のご協力をいただきながら、事業を実施しているところであります。

5月26日に実施いたしました春のゴミゼロ運動では、約9,000人の市民の皆様にご協力をいただき、13トンの空きかん、空きびん、ペットボトル、散乱ごみなどを回収することができました。

今後もこの運動を継続し、ごみの減量化、発生抑制、再使用、再生利用、再資源化などを推進してまいります。

次に、ごみ処理広域化推進事業について申し上げます。

ごみ処理広域化の推進については、東総地区広域市町村圏事務組合において、銚子市野尻町地区を広域ごみ処理施設の計画地として、また、銚子市森戸町地区を広域最終処分場の計画地として、事業を進めております。

広域ごみ処理施設については建物の基礎工事を、広域最終処分場については造成工事を行っており、両施設とも順調に進んでおります。

今後も、計画どおり令和2年度末の完成を目指し、組合及び構成市との連携を図ってまいります。

次に、空家対策について申し上げます。

空家対策については、昨年度実施しました空家等実態調査により空家等の可能性の高いものが1,129件、そのうち周辺に悪影響を与える恐れのあるものが106件となっております。

今後は、この調査結果を活用し、空家等対策計画の策定に取り組んでまいります。

次に、消防について申し上げます。

消防体制の充実については、干潟地域の南堀之内、清和乙、米込地区の消防庫の改築を行い、3月30日に地元消防団へ引き渡しを行いました。

また、本年度から住宅用火災警報器の普及のため、75歳以上の高齢者世帯に対する助成事業を開始いたしました。

今後も、消防力の充実強化を進めるとともに、市民の防災意識の高揚を図ってまいります。

次に、新庁舎建設について申し上げます。

4月19日、新庁舎建設工事に先立ち、施工業者主催による起工式が執り行われ、工事の安全と無事の完成を祈願したところであります。

現在、建設工事は、地盤の改良工事を行っており、引き続き、安全に十分配慮しながら工事を進めてまいります。

また、5月23日から工事の進捗状況として、ドローン及び地上から撮影した写真を市ホームページに掲載したところであります。今後も進捗に応じて随時更新してまいります。

次に、総合戦略について申し上げます。

総合戦略については、本年度が計画期間の最終年度にあたります。

現在、新たな総合戦略の策定に向けて取り組んでいるところであり、市のまちづくりの指針とするため、国土強靱化地域計画、さらには行政改革アクションプランを一体化させた計画の策定に取り組んでおります。

将来都市像である「郷土愛からつなぐ未来、ず〜っと大好きなまち、旭」を実現するため、地方創生の目的でもある、人口減少問題の克服、そして、災害に対し平時から備えのできたまちづくり、持続可能なまちづくりを展開し、市全体を活性化し、市民が満足して安心して暮らすことができるよう努めてまいります。

次に、生涯活躍のまち構想について申し上げます。

本構想については、今年の1月にイオンタウン株式会社を代表事業者とするグループを最

優秀提案者に決定したところであり、提案された事業計画の詳細について最優秀提案者と検討しているところでもあります。

計画予定地については、用途地域の指定を予定しており、県などとの検討を開始いたしました。また、地権者説明会を開催し、現在、最優秀提案者による地権者との調整に入っているところでもあります。

さらには、最優秀提案者から提案のあった事項について検討するため、最優秀提案者と市との合同でワーキンググループを設置し、より魅力を高めるための機能について検討を始めました。

今後は、よりよいまちづくりとなるよう、生涯活躍のまち推進協議会においてご意見等を伺いながら、この事業が実現できるよう全力で取り組んでまいります。

以上、このたび提案いたしました案件の趣旨をご説明し、併せて市政の近況について申し上げます。

詳しくは事務担当者から説明し、また、質問に応じてお答えいたしますので、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（向後悦世） 提案理由の説明並びに政務報告は終わりました。

◎日程第 8 議案の補足説明及び報告の説明

○議長（向後悦世） 日程第 8、議案の補足説明及び報告の説明。

初めに、議案の補足説明を求めます。

議案第 1 号、議案第 5 号については、財政課長、登壇してください。

（財政課長 伊藤義隆 登壇）

○財政課長（伊藤義隆） それでは、議案第 1 号及び議案第 5 号について、補足説明を申し上げます。

初めに、議案第 1 号、令和元年度旭市一般会計補正予算の議決について、説明させていただきます。

補正予算書 1 ページをお願いいたします。

元号を定める政令による改元に伴い、平成31年度旭市一般会計補正予算の名称を令和元年度旭市一般会計予算とするものであります。

続きまして、第1条は、歳入歳出予算にそれぞれ1億2,200万円を追加し、予算の総額を302億200万円とするものです。

7ページをお願いいたします。

歳入については、順を追って説明いたしますが、事業内容につきましては、歳出のところで説明させていただきます。

初めに、13款2項2目民生費国庫補助金のうち1節社会福祉費国庫補助金、1億1,410万円の追加は、プレミアム付商品券事務費及び事業費に係る補助金を新規計上するもので、本年10月から実施予定の消費税率引き上げに伴う所得の低い方、子育て世帯対策として実施するプレミアム付商品券事業の経費に対する補助金です。

2節児童福祉費国庫補助金、70万円の追加は、母子家庭等対策総合支援事業費補助金を新規計上するもので、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別の給付措置に対する補助金です。

14款2項2目民生費県補助金、720万円の追加は、子ども・子育て支援事業費補助金を新規計上するもので、幼児教育無償化に伴うシステムの改修経費に対する補助金です。

続きまして、歳出になります。

8ページをお願いいたします。

2款1項8目電子計算費、720万円の追加は、電算システム運用事業の増で、幼児教育無償化に伴うシステムの改修費用です。

3款1項1目社会福祉総務費、1億1,410万円の追加は、プレミアム付商品券事業を新規に計上するもので、財源はプレミアム付商品券事務費及び事業費に係る補助金を充てるものです。

9ページをお願いいたします。

3款3項2目母子父子福祉費、70万円の追加は、母子父子福祉事業の増で、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金を計上するものです。

以上で、議案第1号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第5号、財産の取得について補足説明を申し上げます。

議案第5号の裏面をご覧ください。

取得する財産は資機材搬送車1台で、消防本部に配備されるものです。金額は2,221万9,224円、取得の相手方は、山武郡芝山町岩山1340番4、いすゞ自動車首都圏株式会社成田支店、支店長平澤和也であります。契約方法につきましては、事後審査方式制限付一般競争

入札により執行いたしました。

入札の経過を申し上げます。

平成31年4月8日に公告し、4月22日まで入札書の受け付けを行ったところ、1者から入札書の提出がありました。

4月23日に開札した結果、予定価格に達し、審査したところ、入札参加資格要件を満たしておりましたので、契約の相手方に決定いたしました。

仮契約の締結日は5月9日、納入期限は12月27日であります。なお、予定価格は2,504万7,000円、落札率は88.71%でありました。

以上で、議案第1号及び議案第5号の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（向後悦世） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案第2号、議案第4号について、総務課長、登壇してください。

（総務課長 伊藤憲治 登壇）

○総務課長（伊藤憲治） 議案第2号及び議案第4号について、補足説明を申し上げます。

初めに、議案第2号、旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、説明いたします。

今回の改正は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律が5月15日に公布、施行され、それに伴い、選挙長、投票所の投票管理者、期日前投票所の投票管理者、開票管理者、選挙立会人、投票所の投票立会人、期日前投票所の投票立会人、開票立会人の報酬単価をそれぞれ100円または200円引き上げる改定がされたことから、本条例で定めるこれらの職務に係る報酬額を100円または200円引き上げるものです。

それでは、改正内容について新旧対照表で説明いたしますので、お手元にご用意ください。

1ページをお願いいたします。

別表第1中、選挙長の報酬額を1万600円から1万800円に、投票所の投票管理者の報酬額を1万2,600円から1万2,800円に、期日前投票所の投票管理者の報酬額を1万1,100円から1万1,300円に、開票管理者の報酬額を1万600円から1万800円に、選挙立会人の報酬額を8,800円から8,900円に、投票所の投票立会人の報酬額を1万700円から1万900円に、期日前投票所の投票立会人の報酬額を9,500円から9,600円に、開票立会人の報酬額を8,800円から8,900円に改めるものです。

以上で、議案第2号の補足説明を終わります。続いて、議案第4号、千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉縣市町村総合事務組合規約の一部を改

正する規約の制定に関する協議について、説明申し上げます。

この協議は、千葉縣市町村総合事務組合の組織団体である香取市東庄町病院組合が令和元年8月31日に解散するため、同組合を組織する団体数の減少等に伴う規約改正について関係地方公共団体と協議するに当たり、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものです。

それでは、新旧対照表の4ページをご覧ください。

今回の改正は別表のみの改正であり、今、申し上げた香取市東庄町病院組合について、別表第1の組合を組織する団体及び別表第2の各事務を共同処理する団体から、ともに削除するものであります。

なお、別表第2の共同処理する事務のうち、第1号は常勤職員に対する退職手当の支給、第3号は議会の議員等の公務災害補償、第11号は公平委員会についての事務であります。

また、附則においては本規約の施行期日を令和元年9月1日とするものです。

以上で、補足説明を終わります。

○議長（向後悦世） 総務課長の補足説明は終わりました。

議案第3号、議案第6号から議案第8号までについて、税務課長、登壇してください。

（税務課長 石毛春夫 登壇）

○税務課長（石毛春夫） 税務課から、議案第3号及び第6号から8号までの議案の補足説明を申し上げます。

初めに、議案第3号、旭市税条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

本年10月1日から自動車取得税が廃止され、新たに軽自動車税環境性能割の課税が始まります。軽自動車税の環境性能割については、当分の間、市町村ではなく都道府県が賦課、徴収を行うこととされております。

よって、非課税の取り扱いについて千葉県県税条例で規定する自動車の環境性能割と同様の取り扱いとする必要があるため、必要な事項を定めるなどの改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表の2ページをお願いいたします。

第81条の2の改正でございますが、商品であって使用しない軽自動車などに対しては軽自動車税の種別割を課さない旨の規定を追加するものです。本規定に関しては、現行条例第81条に同様の規定がございましたが、平成28年及び29年に制定した本年10月1日付で施行となる改正条例において規定の整理を行ったことから、改めて本規定を追加するものであり、従来

と取り扱いに変更が生じるものではございません。

次に、附則第15条の2の2を追加する改正でございますが、県知事が自動車税の環境性能割を課さない自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を課さない旨を定めるものです。

具体的には、日本赤十字社が取得し直接使用する軽自動車のうち、緊急用のもの、巡回診療または患者の輸送に要するもの、血液事業に要する、救護資材の運搬に要するものなどが挙げられます。

最後に、附則でございますが議案第3号の改正条例をご覧ください。

第1条、この条例の施行期日を令和元年10月1日とするものです。

第2条、経過措置を定めるものでございます。

以上で、議案第3号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第6号、専決処分の承認について補足説明を申し上げます。

今回の改正は、地方税法の一部を改正する法律が平成31年3月29日に公布され同年4月1日に施行されることに伴い、緊急に旭市税条例を改正する必要性が生じたことから3月29日に専決処分により制定した旭市税条例等の一部を改正する条例について議会の承認を求めるものでございます。

それでは、お手元の新旧対照表をご説明申し上げます。

6ページをお願いいたします。

初めに、旭市税条例第1条関係の改正になります。

第34条の7は寄附金税額控除について定めるもので、このうち特例控除額の措置対象を特例控除対象寄附金とするなどの改正です。

附則第7条の3の2は、住宅借入金と特別税額控除を拡充するもので、本年10月1日から翌年12月末までの間に取得、居住を開始した場合に限り、控除期間を10年間から13年間に延長するものです。

住宅借入金等特別控除に係る申告要件を廃止するものです。

8ページをお願いいたします。

附則第7条の4の改正は、法第314条7の改正に伴う規定の整備でございます。

附則第9条の改正は、申告特例の対象を特例控除対象寄附金とするなどの規定の整備です。

9ページをお願いいたします。

附則第9条の2の改正は、特例控除対象寄附金を支出し、申告特例通知書が送付された際

に申告特例控除額の適用があるものと改正するものです。

10ページから12ページまでの附則第10条の2の改正は、法改正に伴う条例の整備です。

12ページをお願いいたします。

附則第10条の3は、高規格堤防の整備に伴う建替家屋に係る税額の減額措置が創設されたことに伴い、その適用を受けようとするものがすべき申告について新たに規定するもので、13ページから15ページにかけては政令改正に伴う条項の整備です。

15ページをお願いいたします。

附則第16条の改正は、軽自動車税の税率の特例について定めるものです。グリーン化特例として、重課を平成31年度に限ったものとし、平成29年度分の軽課を削除いたします。

19ページをお願いいたします。

附則第16条の2の改正は、先ほどの附則第16条の改正に伴う引用条項の整理となっております。

附則第22条の改正は、法附則第56条の改正に伴う規定の整理でございます。

次に21ページをお願いいたします。

旭市税条例第2条関係の改正となります。

第36条の2、市民税の申告について定めるもので、納税者の申告の手続きを簡素化するため年末調整を受けるものを有する居住者が提出する確定申告書の記載事項のうち、年末調整と確定申告とで適用を受ける所得控除の額が同額である場合は内訳の記載を要しないこととされ、市民税に関しても同様の取り扱いとするため新たに規定するものです。

第36条の3の2及び第36条の3の3の規定は、給与所得者及び公的年金等受給者の扶養親族申告書について定めるもので、当該申告書の記載事項に単身児童扶養者を追加するものです。

24ページをお願いいたします。

附則第15条の2の規定は、法第451条第1項1号に規定する電気自動車等に該当する自家用の軽自動車の取得が本年10月1日から来年9月30日までの間に行われたときに限り、軽自動車税の環境性能割を課さない旨、臨時的規定を新設するものです。

附則第15条の2の3の規定は、軽自動車の環境性能割の賦課徴収に関しグリーン化特例に該当する軽自動車に該当するかどうかの判断に当たっては、国土交通大臣の認定等に基づいて判断することなどを定めるものです。

25ページをお願いいたします。

附則第15条の6の規定は、自家用軽自動車のうち乗用のものに関してはその取得が本年10月1日から来年9月30日までの間に行われたときに限り、税率を1%減とする臨時的軽減の規定を新設するものです。

附則第16条の改正は、軽自動車税の種別割の特例とし、平成32年度及び平成33年度のグリーン化特例の規定を新設するものとともに、28ページをお願いします、附則第16条の2の規定は、軽自動車の種別割の賦課、徴収に関し、グリーン化特例に該当する軽自動車に該当するかどうかの判断に当たっては、国土交通大臣の認定などに基づいて判断することなどを定めるものです。

次に、29ページをお願いいたします。

旭市税条例第3条関係の改正になります。

第24条の規定は、個人の市民税の非課税の範囲について定めるもので、新たに非課税措置の対象として単身児童扶養者を追加するものです。

附則第16条の改正は、平成34年度分及び平成35年度分のグリーン化特例について対象を電気自動車などに限った上で、新設するものです。

次に、30ページをお願いいたします。

附則第16条の2の改正は、引用条項の整理でございます。

次に、31ページをお願いいたします。

旭市税条例の一部を改正する条例第4条関係の改正になります。

平成28年3月に制定した旭市税条例の一部を改正する条例について、今般、第1条と第2条の規定による旭市税条例の一部改正との整合を図るため規定の整備を行うため改正となりました。

次に、33ページをお願いいたします。

旭市税条例の一部を改正する条例第5条関係の改正となります。

平成30年3月に制定した旭市税条例の一部を改正する条例について、一部改正を行ったもので、第48条に次の8項を加える改正規定中、34ページの13の3項から35ページの17項までの規定は、大法人に対する申告書電子情報処理組織による提出義務の創設に伴う申告書などの提出方法の柔軟化及び電気通信回線の故障、災害、その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認める場合の手続きなどについて、新たに規定するものです。

議案第6号については、以上でございます。

次に、議案第7号、専決処分の承認について補足説明を申し上げます。

旭市都市計画税条例の一部を改正する条例についてですが、こちらも専決処分により制定したもので議会の承認を求めるものでございます。

新旧対照表の37ページをお願いいたします。

改正内容につきましては、いずれも法改正に伴う条項の整理となっておりますのでよろしくをお願いします。

議案第7号については以上でございます。

次に、議案第8号、専決処分の承認について補足説明を申し上げます。

旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、こちらも専決処分により制定いたしましたので議会の承認を求めるものでございます。

新旧対照表の39ページをお願いいたします。

今回の改正は、低所得者に対する国民健康保険税の軽減措置の対象世帯を拡大するものです。

第23条の2号の規定については、5割軽減世帯の所得基準額について加算する1人当たりの額を27万5,000円から28万円に引き上げるものです。

同条第3号の規定については、2割軽減世帯の所得基準額とし加算する1人当たりの額を50万円から51万円に引き上げるものです。

以上で、議案第3号及び議案第6号から8号までの4議案について補足説明を終わりにします。

○議長（向後悦世） 税務課長の補足説明は終わりました。

会議の途中ですが、ここで11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時15分

○議長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、報告の説明を求めます。

報告第1号から報告第3号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 伊藤義隆 登壇）

○財政課長（伊藤義隆） それでは、報告第1号から報告第3号について説明させていただきます。

ます。

初めに、報告第1号、平成30年度旭市一般会計継続費繰越計算書についてです。

この計算書は、平成30年度一般会計予算において、新庁舎建設事業に係る継続費として、平成29年度から平成32年度までの4か年で、総額を60億7,160万5,000円と定めたものですが、平成30年度の年割額24億7,199万3,784円のうち4億1,305万9,600円を翌年度に逡次繰り越したので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、報告するものです。

続きまして、報告第2号、平成30年度旭市一般会計繰越明許費繰越計算書についてです。

この計算書は、繰越明許費として、平成30年度一般会計補正予算において設定した事業について、翌年度へ繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告するものです。

繰り越した事業は、全部で10事業ございます。

初めに、2款1項一般管理費の庁舎管理費は海上支所の非常予備発電機整備工事で、使用する部品の納入に不測の日数を要したことから年度内の完了が困難となったため、81万円を繰り越したものです。なお、事業は先月中に完了しております。

6款1項農業費の農業基盤整備事業は、飯岡西部地区及び豊和地区のほ場整備事業に係る県営事業負担金で、国の補正予算分の事業について、県が繰り越すのと併せ、市においても3,967万1,000円を繰り越したもので、事業全体の完了は令和2年3月を予定しております。

8款2項、道路橋梁費の道路新設改良事業は、飯岡地域横根地先の地域排水整備工事です。保安林区域の施工に係る関係機関との協議に不測の日数を要したため、1,246万円を繰り越したもので、事業の完了は7月を予定しております。

次の冠水対策排水整備事業は、旭地域イ地先の排水路整備工事が主なものです。本工事に隣接する流末部の排水路整備工事が未完了であることから工事着手ができなかったため、1億3,958万6,000円を繰り越したもので、事業の完了は令和2年3月を予定しております。

次の旭中央病院アクセス道整備事業は、海上地域琴田地区の道路改良工事及び道路改良附帯工事です。境界画定や農業用パイプラインの施工位置の協議に不測の日数を要したため、4,700万円を繰り越したもので、事業の完了は9月を予定しております。

次の震災復興・津波避難道路整備事業は、物件移転や関係機関との協議に不測の日数を要したため、1億235万4,000円を繰り越したもので、事業の完了は7月を予定しております。

10款2項小学校費の小学校施設改修事業は、市内小・中学校の空調設置工事の設計及び工事費のうち小学校分です。国の補正予算成立を経てからの事業執行であったことから適正な

事業期間の確保ができなかったため、7億5,185万2,000円を繰り越したもので、事業の完了は令和2年1月を予定しております。

次の小学校大規模改造事業は、干潟小学校及び滝郷小学校の体育館の防災機能強化工事です。国の交付金について、国の補正予算による採択、次年度事業の前倒し採択があったため、1億34万4,000円を繰り越したもので、事業の完了は12月を予定しております。

10款3項中学校費の中学校施設改修事業は、市内小・中学校の空調設置工事の設計及び工事費のうち中学校分です。小学校施設改修事業と同じく、国の補正予算成立を経てからの事業執行であったことから3億7,117万6,000円を繰り越したもので、事業の完了は令和2年1月を予定しております。

10款5項保健体育費の社会体育施設改修事業は、総合体育館の屋根及び外壁の改修工事費であり適正な工期の確保が困難であったため、1億9,894万2,000円を繰り越したもので、事業の完了は令和2年2月を予定しております。

続きまして、報告第3号、平成30年度旭市一般会計事故繰越し繰越計算書について説明させていただきます。

この計算書は、平成30年度一般会計予算に係る事業のうち、翌年度へ事故繰越したものについて、地方自治法施行令第150条第3項の規定により、報告するものです。

繰り越した事業は4事業です。

初めに、8款2項道路橋梁費、道路維持補修事業は、旭地区ハ地先の道路排水整備工事です。側溝改修工事に伴うガスの移設に不測の日数を要したため、393万1,200円を繰り越したもので、今月の完了を予定しております。

次の冠水対策排水整備事業は、旭地域イ地先の排水路整備工事です。大型商業施設のガスパイプ及び給水管の移設に不測の日数を要したため、4,766万4,760円を繰り越したもので、事業の完了は7月を予定しております。

次の旭中央病院アクセス道整備事業は、海上地域琴田地先の道路改良工事です。農業用パイプラインの施工位置の協議に不測の日数を要したため、7,075万4,000円を繰り越したもので、事業の完了は7月を予定しております。

次の9款1項消防費、防災対策整備事業は、防災備蓄品の購入費です。3月16日に市内で発生した断水の対応として使用した防災備蓄用の飲料水を補填するため発注しましたが、発注量が多く納入までに不測の日数を要したことから、716万6,448円を繰り越しましたが、事業は5月に完了いたしました。

以上で、報告第1号から報告第3号までの説明を終わらせていただきます。

○議長（向後悦世） 財政課長の説明は終わりました。

報告第4号について、総務課長、登壇してください。

（総務課長 伊藤憲治 登壇）

○総務課長（伊藤憲治） 報告第4号、専決処分の報告について、説明を申し上げます。

これは、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会から委任による専決処分の指定を受けております、市の義務に属する損害賠償の額の決定で、100万円以下のものについて専決処分をしましたので、議会へ報告するものです。

それでは、案件ごとに説明いたします。

案件1は、平成30年3月20日旭市ニ地先道路上において、道路側溝のグレーチングのはね上がりによりタイヤが破損した自動車物損事故でありまして、同年4月9日に専決しております。

損害賠償額、相手方及び和解の条件等は記載のとおりでありまして、以下同様でございます。

案件2は、平成30年4月4日旭市蛇園地先道路上において、対向車を避けるために路肩へ車両を寄せた際、路肩の破損箇所にてタイヤ及びホイールが破損した自動車物損事故でありまして、同年4月27日に専決しております。

案件3は、平成30年5月27日豊畑小学校において操法訓練中の消防団車両が、停車中の団員所有の自動車に接触したことによる自動車物損事故でありまして、同年7月20日に専決しております。

案件4は、平成30年7月5日旭市ニ地先道路上において、草刈作業中に小石がはね、走行中の自動車のサイドガラスが破損した自動車物損事故でありまして、同年7月23日に専決しております。

案件5は、平成30年7月24日旭市萬歳地先道路上において、消火栓マンホールの一部が陥没した箇所に自動車が進出し、左後輪部が破損した自動車物損事故で、同年10月4日に専決しております。

案件6は、平成30年9月18日旭スポーツの森公園駐車場において、草刈作業中に小石がはね、駐車中の自動車のリアガラスが破損した自動車物損事故でありまして、同年10月19日に専決しております。

案件7は、平成29年10月1日から平成30年3月26日施工の旭市三川地先における排水路整

備工事に起因する地下水位の変動により生じた農作物への損害でありまして、平成30年11月1日に専決しております。

案件8は、平成30年11月22日救急支援出動中の消防車両が、旭市ハの傷病者宅の門柱に接触したことによる物損事故でありまして、平成31年2月28日に専決しております。

案件9は、平成28年9月13日から平成29年3月25日施工の旭市イ地先における道路改良工事に起因する地盤変動により生じた家屋等への損害でありまして、平成31年3月8日に専決しております。

案件10は、平成31年2月4日旭市ロ地先道路上での市有自動車の接触による自動車物損事故でありまして、同年4月19日に専決しております。

以上で、報告第4号の説明を終わります。

○議長（向後悦世） 総務課長の説明は終わりました。

報告第5号について、行政改革推進課長、登壇してください。

（行政改革推進課長 井上保巳 登壇）

○行政改革推進課長（井上保巳） 報告第5号、専決処分の報告について、説明申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の委任による専決処分の指定を受けております、市が当事者である1件100万円以下の金銭債権に係る訴えの提起に関すること及び100万円以下の和解に関することについて、平成30年度に専決処分したので、議会へ報告するものです。

本件は、農業集落排水処理施設使用料の支払い請求に関するものです。

訴えの提起の理由としては、相手方の滞納に対して、再三の催告等にもかかわらず支払いがなされなかったため、簡易裁判所に支払い督促の申し立てを行いました、これに対して相手方から督促異議の申し立てがあったものです。

民事訴訟法第395条の規定では督促異議の申し立てがあった時は訴えの提起があったものとみなすことから、通常の訴訟手続きへと移行したものです。

訴えの請求額、相手方及び和解等の内容等は記載のとおりでございます。

以上で、報告第5号の説明を終わります。

○議長（向後悦世） 行政改革推進課長の説明は終わりました。

報告第6号について、都市整備課長、登壇してください。

（都市整備課長 加瀬宏之 登壇）

○都市整備課長（加瀬宏之） 報告第6号、専決処分の報告について、説明申し上げます。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会からの委任により専決処分の指定を受けております、市営住宅家賃の滞納者に対する住宅の明け渡しに係る訴えの提起について、平成30年11月に専決処分したもので、同条第2項の規定により議会へ報告するものでございます。

内容は、市営住宅の使用権の承継手続きを行わずに不法に居住するとともに、家賃を長期にわたって滞納している居住者に対し、市営住宅の明け渡しと滞納家賃の支払いを請求したものであります。

昨年の11月20日に千葉地方裁判所八日市場支部へ訴状を提出し、今年3月1日に第2回口頭弁論があり、同日に判決の言い渡しがありました。

判決は、市の請求を認め市営住宅の明け渡しと滞納家賃等15万5,000円を支払うよう言い渡すものであります。

以上で、報告第6号の説明を終わります。

○議長（向後悦世） 都市整備課長の説明は終わりました。

以上で、議案の補足説明及び報告の説明を終わります。

○議長（向後悦世） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、次回は10日、定刻より会議を開きます。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午前11時33分